



令和5年度 補助事業等実績報告書

令和 6年 4月23日

函館市長 大泉 潤 様

住所	函館市湯浜町12番3号
補助事業者等	特定非営利活動法人
氏名又は団体名	南北海道動物愛護ネットワーク「みらい」
及び代表者氏名	理事長 熊谷 昭一

補助事業等の名称 函館市動物愛護団体活動事業

令和5年4月1日函保生をもって補助金等の交付の決定を受けた上記の補助事業等は、
令和6年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金等交付決定通知額 金200,000円

補助金等領収済額 なし

補助金等領収未済額 金120,000円

補助事業等の実績書

申請者の概要	設立年月日 2010年4月1日
	構 成 員 24名
	動物の救護・保護に関する事業 保護した動物の飼育に関する事業 保護動物の里親探しのための譲渡会に関する事業 動物愛護精神の普及・啓発事業
補助事業等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に毎週日曜日に函館市内にて犬猫の譲渡会を開催 ・保護した犬猫の里親を探すため、譲渡会の日程及び譲渡対象動物の情報の発信 ・犬猫の飼育相談の受付け ・メンバー宅にて保護した犬猫の飼育及び病気・ケガの病院での治療 ・団体自らの犬猫の保護及び公的機関から行き場のなくなった犬猫の保護 <p>譲渡の実績等については、別紙（要綱第8条第1項第4号の「帳簿の写し」）のとおり。</p>
補助事業等の実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・野良猫の保護による同個体の減少と生活環境の向上 ・市民の動物愛護精神の向上と命を大切にする精神の醸成 ・野良猫の飼い猫化による動物病院と、フード等ペット関係商品販売店の収入の増加に伴う経済効果
備 考	

- (注)
1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 2. 補助事業等の内容は、詳細に記載すること。（別紙も可）
 3. 工事の施行を伴う場合は、その実施設計書および図面を添付すること。
 4. その他必要と認めた書類を添付すること。

補助事業等の収支決算書

収入の部

項目	本年度(R5)予算額		本年度(R5)決算額		増 減		内 訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業	
繰越金	84,000	84,000	84,319	84,319	319	319	前年度繰越金
寄付金(募金)	3,855,000	2,595,000	3,924,260	2,092,458	69,260	502,542	
寄付金(会員)	3,956,000	0	3,573,540	0	-382,460	0	
補助金・助成金	200,000	200,000	120,000	120,000	-80,000	-80,000	函館市補助金
事業収益	3,000	3,000	2,600	2,600	-400	-400	フリーマーケット
その他収益	0	0	0	0	0	0	預金利息
合 計	8,098,000	2,882,000	7,704,719	2,299,377	-393,281	-582,623	

支出の部

項目	本年度(R5)予算額		本年度(R5)決算額		増 減		内 訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業	
人件費	0	0	0	0	0	0	
会議費	0	0	0	0	0	0	
会場費	37,000	0	31,400	0	-5,600	0	
活動交通費	12,000	0	25,936	0	13,936	0	
消耗品費	2,691,000	2,691,000	2,130,417	2,130,417	-560,583	-560,583	補助対象経費を含む。
治療費	4,974,000	0	5,049,970	0	75,970	0	
広告宣伝費	1,000	0	440	0	-560	0	
雑費	125,000	0	40,540	0	-84,460	0	
光熱費	191,000	191,000	168,960	168,960	-22,040	-22,040	補助対象経費を含む。
管理費	67,000	0	80,039	0	13,039	0	
合 計	8,098,000	2,882,000	7,527,702	2,299,377	-570,298	-582,623	

※実績報告の場合 収支差引額 177,017 円(うち補助対象事業分0円)

- (注) 1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 2. 項目は、詳細に区分して記載すること。
 3. 金額の単位は、申請の場合「千円」、実績報告の場合「円」とすること。
 4. 内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
 5. その他必要と認められた書類を添付すること。